



お知らせ



狂犬病予防注射の重要性

あなたの愛犬が、法律に定まった「狂犬病予防注射」と「登録」を済ませていなかった場合、動物病院がお手伝いできることは限られています!

<あなたの愛犬が人や犬を咬んだら! ?>

あなたは、次のことをしなければなりません。

被害を受けたヒトの救護と二次事故の防止措置

咬傷犬の狂犬病鑑定 この狂犬病鑑定のみ、動物病院が関わります。

狂犬病鑑定が済むまで、狂犬病予防注射は出来ません。

一年以内に予防接種を受けている場合

状況によって即時開放もしくは一週間の鑑定により開放 (大阪市獣医師会鑑定)

予防接種を受けていない場合

狂犬病予防法違反 (20万円以下の罰金)

長期にわたる狂犬病鑑定 (二週間以上) 数回の受診が必要

保健福祉センターへの咬傷事故の届出

警察への届出 (必要に応じて)

ヒトやイヌの治療費等の支払い (休業補償も必要です!)

被害者がワクチンの接種を希望された場合、計6回の接種が必要です。また、後遺症から心的外傷後ストレス障害 (PTSD) に至るまでの補償も想定しておかなければなりません。

咬傷以外の掻き傷などの場合でも、問題となるケースがあります。

<狂犬病が国内で発生したら! ?>

人を含めすべての哺乳類に対して死をもたらす恐ろしい病気ですので、狂犬病に罹った犬の隔離から交通網の遮断・人命救助のための殺処分までが法律に明記されています。

発生地域での狂犬病ワクチン緊急重点接種等により、国内ではワクチンが不足し、ワクチンを接種していない犬の存在を認めない社会状況に陥ります。ワクチンの製造には時間がかかり、さらにワクチンの効果発現までの時間を考慮すれば『狂犬病発生の報を聞いてから予防注射を打てばいい。』という発想ではダメ!』と云うことです。

あなたの大切な家族の一員の健康のために今年も必ず接種してください。

『小型犬だから、家から出さないから』という理由で予防接種を受けていないお友達に狂犬病予防注射の重要性を教えてあげてください。

社団法人 大阪市獣医師会